

蓬田村大学生等支援金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、アルバイトによる収入が減少し、経済的に困窮している大学生等の実情を踏まえ、これらの大学生等の就学継続を支援することを目的に、村が給付する蓬田村大学生等支援金給付事業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 蓬田村大学生等支援金 前条の目的を達成するために、蓬田村大学生等支援金(以下「支援金」という。)として蓬田村(以下「村」という。)によって給付される支援金をいう。
- (2) 大学生等 令和2年4月1日現在において、大学、大学院、短期大学、専門学校及び高等専門学校後期2年に在学している者をいう。ただし、通信制課程は除く。
- (3) 保護者 前号に規定する大学生等の父母、祖父母、養父母等の親権者又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親等をいう。
- (4) 申請者 前号に規定する保護者、未成年後見人、成年後見人又は20歳以上の学生本人等をいう。

(給付対象)

第3条 支援金の給付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とし、一度に限りこれを給付するものとする。

- (1) 中学校卒業時において、村内に住所を有していた大学生等。
- (2) 申請日現在において大学生等であるもの。
- (3) 前条第3号に規定する保護者が、村内に住所を有していること。

(申請者)

第4条 支援金を申請できる者は、第2条第4号に規定する申請者とする。ただし、家庭の事情により村長がやむを得ないと認めた場合は、代理人による申請を行うことができるものとする。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、別表のとおりとする。

(申請受付期間)

第6条 支援金の申請受付開始日は、村長が別に定める日とする。

2 申請受付期限は、令和2年9月30日とする。

3 災害等やむを得ない事由により、前項に規定する期限までに申請できなかったと村長が認めた場合は、申請期限を延長することができる。

(申請方法)

第7条 申請者は、蓬田村大学生等支援金給付申請書(請求書)(様式第1号)(以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 大学生等であることを証明する書類(在学証明書)
- (2) 支援金の振込先となる口座情報が確認できる通帳等の写し
- (3) 申請者の本人確認書類の写し(保護者が申請する場合は、村内の住所が分かるもの)

2 第4条ただし書による代理人による申請の場合は、前項の規定に加え、委任状(申請書の委任欄への記載を含む。)を提出するものとする。また、この場合、村は公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認することとする。

3 第1項及び第2項の規定による申請を郵送で提出する場合は、申請受付期限当日の消印までのものを有効とする。

(給付決定)

第8条 村長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、その結果を蓬田村大学生等支援金給付決定通知書(様式第2号)または蓬田村大学生等支援金給付申請却下通知書(様式第3号)により申請者へ通知する。

(支援金の給付)

第9条 村長は、前条の規定により給付を決定した場合には、申請者又は代理人が届け出た金融機関の口座に支援金を振り込むものとする。

(支援金の支給等に関する周知等)

第10条 村長は、支援金給付事業の実施にあたり、給付対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、蓬田村ホームページに掲載するほか、チラシの配布その他の方法により村民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱)

第11条 村長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、給付対象者から第6条第2項の申請受付期限までに第7条の規定による申請が行われなかった場合、給付対象者が支援金の給付を辞退したものとみなす。

2 村長が第8条の規定により給付決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、村が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、給付対象者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなし蓬田村大学生等支援金決定取消通知書(様式第4号)により通知する。

(不当利得の返還)

第12条 村長は、偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けた者に対しては、蓬田村大学生等支援金決定取消通知書兼返還請求書（様式第5号）により、給付を行った支援金の返還を求める。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

（この訓令の失効）

2 この訓令は、令和2年12月28日限り、その効力を失う。

別表（第5条関係）

区 分	自宅からの通学者	自宅以外からの通学者
大学生等	学生一人あたり 50,000 円	学生一人あたり 100,000 円

備考

自宅以外とは、下宿、アパート、寮などをいう。